

AI inside Cube シリーズ利用約款 新旧対照表

【旧約款】 2026 年 4 月 1 日 【新約款】 2026 年 7 月 29 日 改定 / 2026 年 10 月 1 日 適用開始版

※条項・文言ともに変更がない条については、約款全体の省略防止および見やすさの観点から記載を省略しています。

条項	変更前 (旧約款: 2026 年 4 月 1 日版)	変更後 (新約款: 2026 年 10 月 1 日適用版)
第 1 条 (貸出機器、許諾ソフトウェア) 第 1 項	1. 【テクノス】は、【契約者】に対し、本契約の有効期間中、本契約に定める条件にて、次の各号に掲げるサービス（以下、あわせて「本サービス」といいます。）を提供します。 ① 貸出機器（「AI inside Cube」その他の申込書に記載された貸出機器及びその付属品をいいます。以下同じ。）の貸出し ② 許諾ソフトウェア（申込書に記載されたソフトウェア。一定の機能を提供するファンクションを含みます。以下同じ。）を使用することの非排他的許諾	1. 【テクノス】は、【契約者】に対し、本契約の有効期間中、本契約に定める条件にて、次の各号に掲げるサービス（以下、あわせて「本サービス」といいます。）を提供します。 ① 貸出機器（「AI inside Cube」その他の申込書に記載された貸出機器及びその付属品をいいます。以下同じ。）の貸出し ② 許諾ソフトウェア（申込書に記載されたソフトウェア。一定の機能を提供するファンクションを含みます。以下同じ。）を使用することの非排他的許諾 <u>③ 申込書の特約事項の記載又は個別の書面による合意に基づき【テクノス】が【契約者】に提供するサービス</u>
第 1 条 (貸出機器、許諾ソフトウェア) 第 4 項	4. 本サービスの詳細については、別途 AI inside 株式会社（以下「【AI inside】」）といいます。）が定めた仕様によります。【AI inside】は、【契約者】の承諾や【契約者】への事前の通知等なく、本サービスの仕様を変更することができます。	4. 本サービスの詳細については、別途 AI inside 株式会社（以下「【AI inside】」）といいます。）が定めた仕様によります。【AI inside】は、【契約者】の承諾や【契約者】への事前の通知等なく、本サービスの仕様を変更<u>（機能の向上及び追加その他のアップデートを含みます。）</u>することができます。
第 5 条 (故障等の場合のアップデート等) 第 1 項	1. 【テクノス】は、本契約の期間中、貸出機器（以下、本条において「対象貸出機器」といいます。）に故障等（対象貸出機器が全く動作せず又はこれに準ずる）が生じた場合、【契約者】若しくは【再許諾先】に対し、許諾ソフトウェアのアップデート版又は代替の貸出機器を提供するものとします。	1. 【テクノス】は、本契約の期間中、貸出機器（以下、本条において「対象貸出機器」といいます。）に故障等（<u>別途【AI inside】が定めるガイドライン等に明記された事象が発生した場合に限り</u>ます。<u>以下、本条において同じ。</u>）が生じた場合、【契約者】若しくは【再許諾先】に対し、許諾ソフトウェアのアップデート版又は<u>対象貸出機器に代わる貸出機器（以下、本条において「代替貸出機器」といいます。）の提供その他の必要な措置を講じるもの</u>とします。
第 5 条 (故障等の場合のアップデート等) 第 4 項	—(なし)—	<u>4. 第 1 項に基づき許諾ソフトウェアのアップデート版が提供された場合、【契約者】は、別途【テクノス】が定める期間内に許諾ソフトウェアのアップデートを実施しなければならないものとします。</u>

条項	変更前 (旧約款: 2026 年 4 月 1 日版)	変更後 (新約款: 2026 年 10 月 1 日適用版)
第 5 条 (故障等の場合のアップデート等) 第 5 項 (旧第 4 項)	4. 第 1 項に基づき代替の貸出機器が引き渡された場合、【契約者】は、滅失、紛失又は盗難のため対象貸出機器の返却が不可能な場合を除き、代替の貸出機器が引き渡された日から 30 日以内に、【テクノス】の指示に従い、対象貸出機器を返却するものとします。	<u>5.</u> 第 1 項に基づき代替貸出機器が引き渡された場合、【契約者】は、滅失、紛失又は盗難のため対象貸出機器の返却が不可能な場合を除き、代替貸出機器が引き渡された日から 30 日以内に、【テクノス】の指示に従い、対象貸出機器を返却するものとします。
第 5 条 (故障等の場合のアップデート等) 第 6 項 (旧第 5 項)	5. 【契約者】は、第 1 項及び第 2 項に定める措置に対して協力（許諾ソフトウェアのアップデート版の提供又は貸出機器の交換に関する【テクノス】に対する申込み、データの移行操作、及び、スタンバイ機へのアクティベーションキー（【テクノス】が提供する、スタンバイ機を利用可能な状態にするために必要な情報をいいます。）の入力を含みます。）を行うものとします。【契約者】が当該協力をせず、又は、【契約者】若しくは【再許諾先】が、許諾ソフトウェアのアップデート版を適用せず、 若しくは、代替の 貸出機器の受領を拒んだ場合の責任は、【契約者】が負うものとします。	<u>6.</u> 【契約者】は、第 1 項及び第 2 項に定める措置に対して協力（許諾ソフトウェアのアップデート版の提供又は貸出機器の交換に関する【テクノス】に対する申込み、データの移行操作、及び、スタンバイ機へのアクティベーションキー（【テクノス】が提供する、スタンバイ機を利用可能な状態にするために必要な情報をいいます。）の入力を含みます。）を行うものとします。【契約者】が当該協力をせず、又は、【契約者】若しくは【再許諾先】が、 <u>別途【テクノス】が定める期間内に許諾ソフトウェアのアップデート版を適用せず、代替貸出機器の受領を拒み、若しくは、【テクノス】が提供する必要な措置を実施しないことによる</u> 責任は、【契約者】が負うものとします。
第 6 条 (適時のアップデート等) 第 1 項	1. 【テクノス】は、【テクノス】が必要と認めた場合、【契約者】若しくは【再許諾先】に対し、許諾ソフトウェアのアップデート版を 提供し 、又は【契約者】に貸出中の貸出機器（以下、本条において「対象貸出機器」といいます。）を 代替の貸出機器と交換する等の 措置を講じることがあります。	1. 【テクノス】は、【テクノス】が必要と認めた場合、【契約者】若しくは【再許諾先】に対し、許諾ソフトウェアのアップデート版、又は【契約者】に貸出中の貸出機器（以下、本条において「対象貸出機器」といいます。）に 代わる貸出機器（以下、本条において「代替貸出機器」といいます。）の提供その他の必要な 措置を講じることがあります。
第 6 条 (適時のアップデート等) 第 2 項	—(なし)—	<u>2. 前項に基づき許諾ソフトウェアのアップデート版が提供された場合、【契約者】は、別途【テクノス】が定める期間内に許諾ソフトウェアのアップデートを実施しなければならないものとします。当該期間を経過した場合、【契約者】は、（i）旧許諾ソフトウェアをアップデートする目的以外で使用できないこと、（ii）別途【テクノス】から本サービスに係る保守サービスの提供を受けている場合（有償であるか無償であるかを問いません。）であっても旧許諾ソフトウェアは当該保守サービスの対象外となることに同意するものとします。</u>
第 6 条 (適時のアップデート等) 第 3 項 (旧第 2 項)	2. 前項に基づき代替の貸出機器が引き渡された場合、【契約者】は、代替の貸出機器が引き渡された日から 30 日以内に、【 レイズ 】の指示に従い、対象貸出機器を返却するものとします。	<u>3. 第 1 項に基づき代替貸出機器が引き渡された場合、【契約者】は、代替貸出機器が引き渡された日から 30 日以内に、【テクノス】の指示に従い、対象貸出機器を返却するものとします。</u>

条項	変更前 (旧約款: 2026 年 4 月 1 日版)	変更後 (新約款: 2026 年 10 月 1 日適用版)
第 6 条 (適時のアップデート等) 第 4 項 (旧第 3 項)	3. 【契約者】は、前項に定める措置に対して協力（許諾ソフトウェアのアップデート版の提供又は貸出機器の交換に関する【 レイズ 】に対する申込み及びデータの移行操作等を含みます。）を行うものとします。【契約者】が当該協力をせず、又は、【契約者】若しくは【再許諾先】が、許諾ソフトウェアのアップデート版を適用せず、 若しくは、代替の 貸出機器の受領を拒んだ場合の責任は、【契約者】が負うものとします。	4. 【契約者】は、前項に定める措置に対して協力（許諾ソフトウェアのアップデート版の提供又は貸出機器の交換に関する【テクノス】に対する申込み及びデータの移行操作等を含みます。）を行うものとします。【契約者】が当該協力をせず、又は、【契約者】若しくは【再許諾先】が、 <u>別途【テクノス】が定める期間内に許諾ソフトウェアのアップデート版を適用せず、代替貸出機器の受領を拒み、若しくは、【テクノス】が提供する必要な措置を実施しないことによる</u> 責任は、【契約者】が負うものとします。
第 7 条 (返却) 第 2 項	2. 【契約者】が【テクノス】に対して貸出機器の返却をなすべき場合、【契約者】は、貸出機器を、【テクノス】が指定する方法により、引き渡すものとします。	2. 【契約者】が【テクノス】に対して貸出機器の返却をなすべき場合、【契約者】は、貸出機器を、【テクノス】が指定する方法により、引き渡すものとします。
第 8 条 (監査等) 条名、第 1 項	第 8 条 (監査等) 1. 【テクノス】及び A-【I inside】 は、本契約の期間中、 貸出機器の設置場所に立入り、貸出機器の利用状況を監査することが出来るものとします。【契約者】は当該監査に協力することとし、申込書において再許諾先が指定されている場合、【再許諾先】をして協力させることとします。	第 8 条 (監査等) 1. 【テクノス】及び <u>【AI inside】</u> は、本契約の期間中、 <u>... (以下同文)</u>
第 9 条 (遵守事項) 第 1 項 (柱書)	1. 【契約者】は、貸出機器又は許諾ソフトウェアに関して、次の各号の一に該当する行為を行い、又は試みてはならないものとします。ただし、第 2 号から第 4 号については、【契約者】に許諾された通常の使用方法で貸出機器を使用したことにより、ソフトウェアの動作により行われる場合はこの限りではありません。	1. 【契約者】は、貸出機器又は許諾ソフトウェア <u>その他の本サービス</u> に関して、次の各号の一に該当する行為を行い、又は試みてはならないものとします。ただし、第 2 号から第 4 号については、【契約者】に許諾された通常の使用方法で貸出機器を使用したことにより、ソフトウェアの動作により行われる場合はこの限りではありません。
第 9 条 (遵守事項) 第 1 項第⑦号	⑦ 蒸留（学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すること及びその類似行為）	⑦ 蒸留（学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すること及びその類似行為） <u>その他本サービスを利用して得られた出力結果を人工知能モデルの学習、トレーニング、評価、又は改善に使用すること、及びその可能性のあるデータセットの一部として使用すること</u>

条項	変更前 (旧約款: 2026 年 4 月 1 日版)	変更後 (新約款: 2026 年 10 月 1 日適用版)
第 21 条 (委託先における許諾ソフトウェアの使用) 第 3 項	3. 【契約者】は、本件委託先に次の各号に掲げる事項を遵守させなければならないが、本件委託先が違反した場合は【契約者】が本契約に違反したものとみなし、これにより【テクノス】に発生した損害を賠償する義務その他の責任を負うものとします。	3. 【契約者】は、本件委託先に次の各号に掲げる事項を遵守させなければならないが、本件委託会社 先 が違反した場合は【契約者】が本契約に違反したものとみなし、により【テクノス】に発生した損害を賠償する義務その他の責任を負うものとします。
第 25 条 (短期利用の特則) 第 1 項	1. 短期利用（申込書に「短期利用」にかかる申込である旨記載されている場合の本サービスの利用をいいます。以下同じ。）の場合、第 1 2 条第 1 項にかかわらず、本契約の有効期間は、申込書に記載された利用開始日から申込書に記載された利用終了日までとします（ただし、第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項、第 1 1 条第 1 項、第 2 0 条及び第 2 1 条以外の規定は、本契約成立の日から効力を生じます。）。	1. 短期利用（申込書に「短期利用」にかかる申込である旨記載されている場合の本サービスの利用をいいます。以下同じ。）の場合、第 1 2 条第 1 項にかかわらず、本契約の有効期間は、申込書に記載された利用開始日 （ただし、【テクノス】が【契約者】に対して本サービスを利用可能にした日が申込書に定める利用開始日の翌日以降である場合は、当該利用可能にした日） から申込書に記載された利用終了日までとします（ただし、第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項、第 1 1 条第 1 項、第 2 0 条及び第 2 1 条以外の規定は、本契約成立の日から効力を生じます。）。
第 25 条 (短期利用の特則) 第 2 項	2. 短期利用の最低利用期間は 2 か月とし、上限は 1 年間とします。	2. 短期利用の場合、 <u>本契約に基づく本サービスの</u> 最低利用期間は 2 か月間とし、上限は 1 年間とします。
第 26 条 (検証利用の特則) (新設)	—(なし)—	<u>1. 検証利用（【契約者】が本サービスの導入を目的として行う本サービスの試用をいいます。以下同じ。）の場合、第 1 2 条第 1 項にかかわらず、本契約の有効期間は、別途【テクノス】が認めた場合を除き、申込書に定めた利用開始日（ただし、【テクノス】が【契約者】に対して本サービスを利用可能にした日が申込書に定める利用開始日の翌日以降である場合は、当該利用可能にした日）から起算して 3 0 日間とします（ただし、第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項、第 1 1 条第 1 項、第 2 0 条及び第 2 1 条以外の規定は、本契約成立の日から効力を生じます。）。</u> <u>2. 検証利用の場合、【契約者】は、本サービスの導入可否を事前に検証及び評価する目的の範囲内においてのみ本サービスを利用できるものとし、当該範囲を超えての利用は禁止されるものとします。</u> <u>3. 検証利用は、1 【契約者】につき、1 回までとします。</u> <u>4. 前項の他、検証利用に際する本サービスの提供範囲及び利用料金その他必要な事項については、別途【テクノス】が定める内容に従うものとします。</u>

条項	変更前 (旧約款: 2026 年 4 月 1 日版)	変更後 (新約款: 2026 年 10 月 1 日適用版)
第 27 条 (AI inside Cube Atlas 利用特約) (新設)	—(なし)—	<u>【契約者】が AI inside Cube Atlas (本サービスのうち、【テクノス】が「Atlas シリーズ」と明示して【契約者】に提供するものをいいます。) を利用する場合、第 1 条第 6 項及び第 5 条第 2 項その他「スタンバイ機」に係る条項は適用されないものとします。</u>
末尾 (改定履歴)	スターティアテクノス株式会社 2024 年 3 月 1 日 制定 2024 年 4 月 1 日 改訂 —(ただし、第 1 2 条及び第 2 5 条の変更は、上記改訂日の前日以前に契約期間が開始している契約には適用しない。)— 2026 年 4 月 1 日 改定	<u>2024 年 3 月 1 日 制定</u> <u>2024 年 4 月 1 日 改定</u> <u>2026 年 7 月 29 日 改定 2026 年 10 月 1 日 適用開始</u> スターティアテクノス株式会社